

第4回宮古市農業委員会  
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

## 第4回宮古市農業委員会総会議事録

令和3年8月25日、第4回総会は宮古市役所に招集された。

1. 開会日時 令和3年8月25日(水)午後1時30分
2. 閉会日時 令和3年8月25日(水)午後2時05分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

1番 高森 昭夫 委員	3番 竹野 牧子 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	8番 嶋山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席委員は次のとおりである。(欠席委員 3名)

2番 古舘 秀巳委員      4番 山崎 安人委員      5番 中野 正隆委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

定刻となりました。  
本日は、2番古舘秀巳委員、4番山崎安人委員、5番中野正隆委員が欠席です。

現在、委員10名中7名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第4回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章4番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章4番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りをいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長  
(報告第1号)

異議なしと認め、議事録署名委員には畠山一伸委員と阿部剛夫委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は2件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。8月分届出合計を読み上げて報告いたします。2ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんからお聞きしたいことがあれば受けします。なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査	<p>議案書の3ページをご覧ください。申請地所在図は1ページです。併せて資料ナンバー1をご用意ください。  (議案第1号及び議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  資料ナンバー1でご説明いたします。  8月16日に地区担当の澤田推進委員、19日に月当番の竹野委員と事務局から私とで申請地を確認しました。  2の権利移転の理由欄の、譲受人は(1)の規模拡大です。譲渡人は、7の高齢化による経営縮小です。  裏面をご覧ください。  3農地法第3条第2項及び第3項該当の状況のうち(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地です。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7番の項目については、該当ありません。従いまして、6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。  地区担当推進委員の澤田委員も、異議がないとのことでした。  説明は以上で終わります。</p>
議 長	次に、月当番3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。
3番竹野委員	3番竹野です。ただ今の事務局の報告のとおりで、特に問題はないということで見えてまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	<p>質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。  以上で議案第1号の審議を終了いたしました。  これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)</p>
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。
(議案第2号)	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の4ページをお開き願います。  (議案書の議案第2号を朗読)  付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナン</p>

バー2 をご用意願います。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2 をご覧願います。

令和3年8月19日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までについては該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。ただ今の事務局の報告のとおりで、何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

6番福士委員。

6番福士委員

6番福士です。種別が使用貸借とありますが、本人たちがこれで良ければ、よろしいんでしょうが、使用貸借の場合、貸している方が亡くなれば、その時点で契約というか貸借は終わりだったような気がするのですが。

それともう一つ、使用貸借とあるからには、無償なんですよ。何も貸している方は、まあ、貰っていれば貰っていてもいいんですが、貰わないという解釈でいいんですよ。

議 長

中屋次長。

中屋次長

使用貸借の場合、貸している人が亡くなった場合、おそらく相続人がその地位を承継すると。ただし、借りている方が亡くなった場合には、使用貸借は無償ですので、借りる方の人格を信頼するという面もありますので、そういう理由だと思うのですが、借りている方が亡くなった場合は、当然には継続しないということで理解しております。

この無償ということでございますけれども、ご覧のとおりですね、貸している方と借りている方の現在の住所が同じでございます。おそらく、あくまでも想像でございますが、現在同居していて、貸す側の方の娘さんのお婿さんにあたるのではないかと。まあ、そういった事情があるのではないかと想

像しております。

議 長 そのほかありませんか。7番去石委員。

7番去石委員 地目が畑なんですけど、住宅地にする場合、宅地に地目変更は必要ないんでしょうか。

議 長 中屋次長。

中屋次長 地目の変更は現況によりますので、住宅が建った後、あるいは厳密に言えばたぶん、基礎が出来た時に地目が変わるのではないかと。厳密に言えば、その時点までは畑であろうと。土地の所有者は速やかに、地目が変わったら地目変更手続きをしなければならないと言う風に不動産登記法では定められていると理解しております。

議 長 そのほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。  
(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)  
資料ナンバー2の2をご覧願います。  
令和3年8月19日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の小林委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。  
以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。

議 長 次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員 3番竹野です。ただ今の報告のとおりで、特に問題ないものと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。 次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の5ページをご覧がいます。 付議番号3番についてご説明いたします。所在図は4ページ、資料のナンバー2の3をご用意願います。 (議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明) 資料の2の3をご覧願います。 令和3年8月19日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の刈屋委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)については転用許可基準から見て、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、農業振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。 以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の刈屋委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。</p>
3番竹野委員	<p>3番竹野です。ただ今の報告のとおりで、何ら問題ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。 次に、付議番号4番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>付議番号4番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー2の4をご用意願います。 (議案第2号付議番号4番を議案書の朗読により説明)</p>

資料ナンバー2の4をご覧ください。

令和3年8月19日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の滝野委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみていずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の滝野委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。ただ今の報告のとおりで、何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号4番の審議を終わります。

以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第3号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー3をご用意願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3 をご覧ください。

令和3年8月19日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲ですが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項欄でございます。農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。既に墓地として、周りも墓地として、墓地の中にあるような場所でしたので、何の問題もないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は7ページから8ページ、資料のナンバー3の2をご用意願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3の2をご覧ください。

令和3年8月19日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の澤田委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で第19地割20番6及び第20地割14番6は農用地区域外でございますが、その外9筆は農用地区域内でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の澤田委員は、異議がないということでございました。

- 説明は以上でございます。
- 議長 次、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。
- 3番竹野委員 3番竹野です。この地図を見ればお分かりになると思いますが、かなり広範囲に点々としていて、トラックも行かないようなところもありました。行くのでさえも大変なような状況でしたので、今の説明のとおりで特に問題ないものと見てまいりました。よろしく願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。  
以上で議案第3号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。  
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。
- (議案第4号) 次、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。  
事務局より説明願います。藤原主査。
- 藤原主査 議案書の7ページをご覧ください。  
(議案第4号及び議案第4号付議番号1番から2番を議案書の朗読により説明)
- 議長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、議案第4号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。  
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長

(全員挙手)

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、第4回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後2時05分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員